

定款付属 会費納入の特例措置に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、会員の除籍及び復籍を規定する定款第14条第1項ただし書きに定める、止むを得ない事由があるときは除籍を適用しない旨の規定の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(特例措置による救済)

第2条 入会を継続する積極的な意思のある会員が、止むを得ない事由により会費の期限内納入が困難になり不本意除籍または不本意退会を余儀なくするときは、本規則の定めるところにより会費の延納または免除の特例措置を以って救済することができるものとする。

(適用事由)

第3条 第2条及び定款第14条第1項但し書きに規定する、止むを得ない事由とは次の各号に掲げる事由とする。

- (1) 心身の疾病により長期に亘る療養中または加療の必要があるとき
- (2) 本人の責任に帰すことができない不慮の事故、類火、自然災害等により甚大な損害を被ったとき
- (3) 経済的な事由により延納を申し出たとき
- (4) その他、理事会が止むを得ない事由と認めたとき

(適用の申し出と会長への上申)

第4条 特例措置の適用を受けようとするときは、本人または本人が委任した会員等が支部長または支部推薦理事（以下、理事という）に対し、第3条各号の一に該当する事由を、口頭若しくは書面等で説明し特例措置の適用を申し出るものとする。

- 2 前項の申し出を受けた支部長または理事が、当該事由が第3条各号の一に該当すると認めるときは、会長に特例措置の適用を上申するものとする。
- 3 支部長が退会届を受け付けたとき、その退会事由若しくはその他の情報から判断して第3条各号の事由の一に該当すると判断したときは、本人の意思を確認のうえ支部長が申し出を代行して会長に特例措置の適用を上申するものとする。

(裁定)

第5条 第4条第2項及び第3項の上申を受けた会長は、その上申の裁定を理事会に諮り、理事会の決議によりその諾否並びに適用する措置を裁決するものとする。

- 2 理事会が第3条第1号の事由（疾病等）に該当すると裁決したときは、その病状が改善または完治して社会復帰するまでの期間、会費を免除する特例措置を適用する。
- 3 理事会が第3条第2号の事由（不慮の事故等）に該当すると裁決したときは、適用期限を定めて会費を免除する特例措置を適用する。
- 4 理事会が第3条第3号の事由（自己都合）による延納を承認したときは、適用期限を当該事業年度末限りとする。
- 5 理事会が第3条第4号のその他の事由を認める裁決をするときは、会費の延納または免除及び適用期限を定めて裁決した特別措置を適用する。ただし延納の適用期限は当該事業年度末限りとする。

(本人への通知)

第6条 理事会が特例措置適用の諾否を裁決したときは、会長が本人に裁決の結果並びに適用する特例措置の内容を明記した通知書を以って通知するものとする。

(適用期間中の権利義務)

第7条 会費の免除または延納の特例措置を適用中は、会費の納入を除き会員としてのその他の権利義務を継続

するものとする。

(適用停止の申し出と適用の終了)

第8条 特例措置の適用を受けている会員は、適用事由の状況が改善または消滅したときは速やかに支部長または支部選出理事を通じて会長に特例措置の適用停止を申し出るものとし、会費の延納の適用を受けていたときは速やかに清算を行うものとする。

2 会長は、当該会員の申し出及び年会費の納入を確認したときは特例措置の適用を終了し、その旨を本人及び理事会に特例措置の終了を通知するものとする。

(適用期間中の退会)

第9条 特例措置の適用を受けている者が、適用期間中に退会届を提出したときの取扱いは次の通りとする。

- (1) 会費免除の措置を受けていた者は、退会とする。
- (2) 会費延納の措置を受けていた者が年会費の清算納入をしたときは、退会とする。
- (3) 会費の延納措置を受けていた者が年会費の清算納入をしないときは、会費未納者として除籍する。

(特例措置の打ち切り)

第10条 特例措置の適用を受けている者が、その適用期限内(延長期限を含む)に第8条第1項の適用停止の申し出が無いときは、期限日を以って特例措置の適用を打ち切るものとし、その後の取扱いは次の通りとする。

- (1) 会費免除の措置を受けていた者は、退会したものと見做す。
- (2) 会費延納の措置を受けていた者は、会費未納者として除籍する。

(守秘義務)

第11条 本規則による特例措置の適用に関する情報の取扱いについては、その審議過程も含めて知り得た情報の守秘について十分な注意を払う義務があるものとし、法令の定めるところによる議事録の閲覧要求または問合せを除き、裁定の内容等については当事者以外に公表しないものとする。

附則

1 この規則は2010年10月8日から施行する。

定款付属 会費納入の特例措置に関する規則(説明)

条 文	説 明
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、会員の除籍及び復籍を規定する定款第14条第1項ただし書きに定める、止むを得ない事由があるときは除籍を適用しない旨の規定の取り扱いについて、必要な事項を定める。</p>	<p>◆ 目的を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本規則の目的は、定款14条第1項ただし書きの適用を具体的に定める規則であることを示す。
<p>(特例措置による救済)</p> <p>第2条 入会を継続する積極的な意思のある会員が、止むを得ない事由により会費の期限内納入が困難になり不本意除籍または不本意退会を余儀なくするときは、本規則の定めるところにより会費の延納または免除の特例措置を以って救済することができるものとする。</p>	<p>◆ 止むを得ない事由による不本意除籍または不本意退会を余儀なくする会員を、会費の延納または免除の特例措置で救済することが目的であることを明示する。</p> <p>◆ 会費の延納または免除措置は、会員であり続けたいと思いつつながら、止むを得ない事由により会費の納入が困難な会員を救済する措置であり、性善説に依拠し、本人の自己申告を原則とする。</p>
<p>(適用事由)</p> <p>第3条 第2条及び定款第14条第1項但し書きに規定する、止むを得ない事由とは次の各号に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 心身の疾病により長期に亘る療養中または加療の必要があるとき</p> <p>(2) 本人の責任に帰すことができない不慮の事故、類火、自然災害等により甚大な損害を被ったとき</p> <p>(3) 経済的な事由により延納を申し出たとき</p> <p>(4) その他、理事会が止むを得ない事由と認めたとき</p>	<p>◆ 特例措置を適用する事由を明確にする。基本は、疾病による休業及び不慮の事故等とし、その他は理事会に承認が必要として権利の乱用を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ← 再発癌の手術や躁鬱病など社会復帰までに時間を要する疾病をいう。 ← 過失による失火を除く。会費の負担ができないほど多大な損害を蒙ったときとする。 ← 除籍逃れの悪用もできるため、期限を短く限定することで対応する ← その他想定できない事由が出来たときにも対応するため、理事会の判断でも可とする。この場合は支部長が判断し、申し出た事由を
<p>(適用の申し出と会長への上申)</p> <p>第4条 特例措置の適用を受けようとするときは、本人または本人が委任した会員等が支部長または支部推薦理事（以下、理事という）に対し、第3条各号の一に該当する事由を、口頭若しくは書面等で説明し特例措置の適用を申し出るものとする。</p> <p>2 前項の申し出を受けた支部長または理事が、当該事由が第3条各号の一に該当すると認めたときは、会長に特例措置の適用を上申するものとする。</p> <p>3 支部長が退会届を受け付けたとき、その退会事由若しくはその他の情報から判断して第3条各号の事由の一に該当すると判断したときは、本人の意思を確認のうえ支部長が申し出を代行して会長に特例措置の適用を上申するものとする。</p>	<p>◆ 申し出の手続についての規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ← 本人または事情を知る会員等が支部長または支部選出理事に申し出る。ただし、プライバシーを尊重し、小さな親切が大きなお世話にならないよう代理人は本人の委任が必要。書面等とは、メールやファックスを含む。 ← 会長への上申は申し出を受け付けた支部長または支部選出理事が行う。 ← 本人の申し出が無くても支部長が受け付けた退会届の退会事由またはその他の情報から支部長または理事の判断により事情聴取を行い、特例措置の適用に該当する事由があると認めるときは支部長が申し出を代行して会長に上申する。ただし、自主的な救済の申し出ではないため、退会事由が「一身上の都合により」などとされているときは、小さな親切が大きなお世話にならないよう、不必要な詮索をしないよう注意が必要である。 <p>※ 「その他の情報」とは、事情を知る会員や知人等から得られる情報。</p>
<p>(裁定)</p> <p>第5条 第4条第2項及び第3項の上申を受けた会長は、その上申の裁定を理事会に諮り、理事会の決議によりその諾否並びに適用する措置を裁決するものとする。</p>	<p>◆ 会費の免除は、福利厚生的な意味の見舞金制度と位置づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ← 会長は理事会を招集して上申の裁定を付議し、その諾否と適用事項は理事会の決議により裁決する

<p>2 理事会が第3条第1号の事由（疾病等）に該当すると裁決したときは、その病状が改善または完治して社会復帰するまでの期間、会費を免除する特例措置を適用する。</p> <p>3 理事会が第3条第2号の事由（不慮の事故等）に該当すると裁決したときは、適用期限を定めて会費を免除する特例措置を適用する。</p> <p>4 理事会が第3条第3号の事由（自己都合）による延納を承認したときは、適用期限を当該事業年度末限りとする。</p> <p>5 理事会が第3条第4号のその他の事由を認める裁決をするときは、会費の延納または免除及び適用期限を定めて裁決した特別措置を適用する。ただし延納の適用期限は当該事業年度末限りとする。</p>	<p>← 疾病が事由のときは会費を免除し、期限を定めず病状の改善または完治により社会復帰（復職）したときを適用期限とする。</p> <p>← 不慮の事故等本人に責任が無い事由を基本とし、被害の程度を勘案し、理事会が適用期限を定めて会費を免除する。</p> <p>← 経済的な事由で延納を申し出たときは本人の言い分を信じ猶予期限は年度内を限度とする。</p> <p>← 本人に責任の無いストラや企業倒産などにより失職したときなどが考えられるが、想定外の事由でも救済の必要があるときは特例措置を適用する。 延納を認めるときの期限は、権利の濫用を防ぐため当該年度末を限度とする。</p>
<p>（本人への通知）</p> <p>第6条 理事会が特例措置適用の諾否を裁決したときは、会長が本人に裁決の結果並びに適用する特例措置の内容を明記した通知書を以って通知するものとする。</p>	<p>◆ 裁定の結果を本人に書面（通知書）で通知し、書面には適用の諾否及び諾とするときの特例措置の内容（延納または免除）と適用期間、適用停止後の会費納入要件等を明示する。</p>
<p>（適用期間中の権利義務）</p> <p>第7条 会費の免除または延納の特例措置を適用中は、会費の納入を除き会員としてのその他の権利義務を継続するものとする。</p>	<p>◆ 適用期間中のサービス等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本規則の、会員の経済的な窮地により生ずる不本意除籍や不本意退会を救済するという目的から、適用期間中であっても継続する。
<p>（適用停止の申し出と適用の終了）</p> <p>第8条 特例措置の適用を受けている会員は、適用事由の状況が改善または消滅したときは速やかに支部長または支部選出理事を通じて会長に特例措置の適用停止を申し出るものとし、会費の延納の適用を受けていたときは速やかに清算を行うものとする。</p> <p>2 会長は、当該会員の申し出及び年会費の納入を確認したときは特例措置の適用を終了し、その旨を本人及び理事会に特例措置の終了を通知するものとする。</p>	<p>◆ 適用停止は自己申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性善説に依拠し、特例措置を適用する事由が消滅または改善したときは本人が自己申告して適用を停止する。 ・ 延納の適用者は、会費の清算を行う。 <p>← 適用を終了したことを、本人と理事会に通知する。</p>
<p>（適用期間中の退会） ← 新規追加する</p> <p>第9条 特例措置の適用を受けている者が、適用期間中に退会届を提出したときの取扱いは次の通りとする。</p> <p>(1) 会費免除の措置を受けていた者は、退会とする。</p> <p>(2) 会費延納の措置を受けていた者が年会費の清算納入をしたときは、退会とする。</p> <p>(3) 会費の延納措置を受けていた者が年会費の清算納入をしないときは、会費未納者として除籍する。</p>	<p>◆ 適用期間中に「適用事由の状況が改選せず若しくは意欲が萎えて見切りをつけ、本人が退会届を提出したとき」の取扱いを定める。</p> <p>← 会費免除の適用者は会費を納入したものと見做す。</p> <p>← 入退会規則に則り、退会とする。</p> <p>← 入退会規則に則り、除籍とする。</p>
<p>（特例措置の打ち切り）</p> <p>第10条 特例措置の適用を受けている者が、その適用期限内（延長期間を含む）に第8条第1項の適用停止の申し出が無いときは、期限日を以って特例措置の適用を打ち切るものとし、その後の取扱いは次の通りとする。</p> <p>(1) 会費免除の措置を受けていた者は、退会したものと見</p>	<p>◆ 適用期間が終了するまでに適用停止の申し出がないときの取扱いを定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 措置の打ち切りは、協会の救済措置に対し、何の義務も果たさない不誠実な行為に対する、ペナルティーである。 ・ (1) 会費免除の措置を受けている者は、会費納入の債務が無いので退会と見做し、(2) 会費延納の措置を受けている者は、会費納入の債務が残るため、入退会規則に則り未納者として除籍する。

<p>做す。 (2) 会費延納の措置を受けていた者は、会費未納者として除籍する。</p>	
<p>(守秘義務) 第 1 1 条 本規則による特例措置の適用に関する情報の取扱いについては、その審議過程も含めて知り得た情報の守秘について十分な注意を払う義務があるものとし、法令の定めるところによる議事録の閲覧要求または問合せを除き、裁定の内容等については当事者以外に公表しないものとする。</p>	<p>◆ 個人情報につき非公表事項とし、当事者には守秘義務を課す。 ・ 理事と当事者以外には公表しないこととするが、法律に規定する閲覧要求や問合せには答えなければならない。</p>
<p>附則 1 この規則は2010年10月8日から施行する</p>	